

本 則

1 適 用

この高圧電力BL料金表（以下「この料金表」といいます。）は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、高圧電力BLといたします。

3 適用範囲

高圧で電気の供給を受け、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が 500 キロワット以上であり、かつ、原則として 2,000 キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。

4 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、料金適用開始の日から 1 年目の日までといたします。
- (2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約更改等の申し出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

6 契約電力

- (1) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 当社は、30 分最大需要電力計を取り付けます。

7 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、特定規模需要供給条件（平成 22 年 4 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。）別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,500 円を下回る場合は、供給条件別表 1（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,500 円を上回る場合は、供給条件別表 1（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,811 円 25 銭
-----------------	--------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	10 円 74 銭	9 円 84 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、供給条件別表 5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85

高圧電力BL (主契約料金表)

パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。

8 その他

- (1) 4 (契約使用期間) (2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件 46 (需給契約の消滅) (2)イにかかわらず、契約使用期間満了による需給契約の消滅は、料金およびアンシラリーサービス料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。
- (2) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯 (小型機器を含みます。) を使用することはできません。

高 圧 電 力 B L

(主 契 約 料 金 表)
附 則

実施期日

この料金表は、平成 22 年 4 月 1 日から実施いたします。